

人口動態調査事務システム標準化検討会（第1回）

議事概要

日 時：令和7年6月5日（木）10:00～10:45

場 所：Web会議及び厚生労働省21階会議室

出席者（敬称略）

【構成員】（15名）

岡村 智教（座長）	慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室 教授
本田 裕子	茨城県ひたちなか市市民生活部市民課
寺尾 善実	東京都新宿区地域振興部戸籍住民課 戸籍主査
背黒 勝博	東京都大田区区民部戸籍住民課戸籍住民担当（戸籍）
金内 久美子	東京都江戸川区生活振興部区民課戸籍管理係 主任
保科 慎子	東京都渋谷区区民部住民戸籍課戸籍係
中澤 宣裕	神奈川県横浜市市民局窓口サービス課 担当係長
濱口 綾	愛知県豊田市市民部市民課 戸籍担当
服部 さおり	熊本県山鹿市市民部市民課 係長
玉城 恵	沖縄県国頭郡今帰仁村住民課 係長
後藤 奈緒子	日本電気株式会社パブリックシステム開発部門住民情報システム開発統括部住民情報 SaaS グループ
新村 健介	株式会社日立システムズ公共・社会事業グループ公共情報サービス第一事業部公共パッケージ開発第三本部パッケージ開発第九部 技師
高澤 圭介	富士通 J a p a n 株式会社 P u b l i c & E d u c a t i o n 事業本部住民情報サービス事業部 マネージャー
水村 将樹	富士フイルムシステムサービス株式会社公共事業本部システム開発部仕様統括グループ グループ長
根岸 啓	株式会社両毛システムズ公共ソリューション第1課 係長

【オブザーバー】（17名）

米田 圭吾	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム統括官付参事官付 参事官補佐
津田 直彦	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム統括官付参事官付 参事官補佐
荻本 陵史	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム地方業務標準化エキスパート

池端 桃子	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム 地方業務標準化エキスパート
加藤 あかり	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム 係員
丸尾 豊	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 理事官
中川 瑛	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
沼田 真一	法務省民事局民事第一課 補佐官（戸籍担当）
島添 悟亨	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
飯野 一浩	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
瀬島 由紀子	厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課 課長補佐
大塚 憲孝	厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課 課長補佐
金井 智洋	日本加除出版株式会社 顧問
村田 祐美子	厚生労働省統計管理官（政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室長）
橋本 千春	厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室 室長補佐
木下 容子	厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室 統計情報調整 官
中内 智美	厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室 技術開発係長

【議事次第】

1. 開会（挨拶）
2. 議事
 - （1）方針説明及びスケジュールの説明
 - （2）法改正及びその他制度により標準仕様書の改定を行う事項の説明
 - （3）事務局で標準仕様書の改定が必要と判断した事項の説明
3. 閉会（まとめ）

【意見交換（概要）】

（議事（1）について）

○事務局から、方針説明及び標準仕様書の改定スケジュールの説明が行われ、参加者からの意見、質問等はなかった。

（議事（2）について）

○事務局から、法改正及びその他制度により標準仕様書の改定を行う事項の説明が行われ、参加者からの意見、質問等はなかった。

（議事（3）について）

○事務局から、事務局で標準仕様書の改定が必要と判断した事項の説明が行われ、参加者からの意見、質問等はなかった。

(その他)

以下のとおり、構成員から質問が挙がった。

○標準仕様書【第3.0版】改定素案の(別紙2-1)機能・帳票要件の適合基準日の記載から、民法等の一部を改正する法律(令和6年法律第33号)(以下、「改正民法」と記載)の施行日は令和8年4月1日と読み取れるがその認識でよいか。(構成員)

→厚生労働省が同法の施行日を明言する立場にないが、あくまでも人口動態システムの適合基準日として認識いただきたい。(厚生労働省)

→承知した。(構成員)

○改正民法は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すると定められていることから、最も遅い施行日は令和8年5月23日(土)となる認識である。

したがって、標準仕様書【第3.0版】改定素案の(別紙2-1)機能・帳票要件の適合基準日欄に記載されている令和8年4月1日以降の日付が施行日となった場合、令和8年4月1日から実際の施行日までの期間における人口動態調査事務システムの処理として、共同親権に係る従来の2項目を処理することと、今回改定された共同親権に係る4項目を処理することのどちらを想定しているか。(構成員)

→厚生労働省としては正確に申し上げることは難しいが、基本的には令和8年4月1日から共同親権で新たに設定される4項目を人口動態調査事務システムで処理することを想定している。(厚生労働省)

→承知した。令和8年4月1日以降は、共同親権で新たに設定される4項目を追加した調査票のデータを、人口動態調査事務オンライン報告システムに送信するのであれば問題は発生しないという認識でよいか。(構成員)

→お見込みのとおり。(厚生労働省)

→現時点で改正民法の施行日がまだ不明確ということであれば、標準仕様書の適合基準日欄を「改正民法の施行日」としてはどうか。

なお、法務省とも調整したうえで令和8年4月1日としているのであれば、現状の記載で問題ないと考える。(デジタル庁)

→事務局にて検討したうえで改めて回答する。(事務局)

○人口動態調査事務システムと連携する人口動態調査事務オンライン報告システムも令和8年4月1日に向けてシステム改修を行うという理解でよいか。(構成員)

→お見込みのとおり。(厚生労働省)

○改正民法の施行日前後では、人口動態調査事務システムで出力する調査票データのフォーマットが旧様式の場合と新様式の場合で混在することが想定される。

この場合、人口動態調査事務オンライン報告システムに新旧フォーマットが混在した調

査票のデータを送信しても問題ないか。（構成員）

→問題ない。そのような状況が発生することも想定して人口動態調査事務オンライン報告システムの開発ベンダーと調整している。（厚生労働省）

→承知した。（構成員）

3. 閉会（まとめ）

事務局より連絡事項について説明が行われた。

- ・ 指摘事項は、（資料3）指摘事項管理表に記入の上、令和7年6月11日（水）納期で事務局にメール送付をお願いいたします。
- ・ 取りまとめの際に構成員の皆様にご個別に御相談させていただくこともあるかと思いますが、引き続き御協力をお願いいたします。

第2回検討会は、令和7年6月26日（木）に実施いたします。詳細は後日連絡いたします。

なお、構成員からの意見が少ない場合は第2回検討会を書面開催とする可能性があります。

以 上